



ひとり親家庭を応援します



☎ 子どもの育ち支援課 ☎ 22-9609 FAX 22-9646

市内在住の 20 歳未満の子どもを養育しているひとり親家庭の母または父が対象です。
※その他の要件もありますので、必ず事前にご相談ください。

◆高等職業訓練促進給付金事業

生活を安定させるための資格を取得するため、養成機関で6月以上のカリキュラムを修業し、資格取得が見込まれる人に支給します。

【対象資格】

- 看護師（准看護師） ○保育士 ○介護福祉士
- 作業療法士 ○理学療法士 ○歯科衛生士
- 美容師 ○社会福祉士 ○製菓衛生師 ○調理師
- シスコシステムズ認定資格 ○LPI認定資格 など

【支給期間】 修業する期間の全期間

※上限は4年間（准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合は5年間）

- 【支給額】 ○市民税非課税世帯の場合：10 万円／月（最終年度のみ 14 万円／月）
○市民税課税世帯の場合：7 万 500 円／月（最終年度のみ 11 万 500 円／月）

◆自立支援教育訓練給付金支給事業

厚生労働大臣の指定する教育訓練講座を受講し、修了した場合に支給します。

【対象講座】

雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座

【支給額】 対象講座の受講料の 60%

※雇用保険法の規定による教育訓練給付金を差し引いた額を支給

※上限 20 万円（専門実践教育訓練講座の場合は修学年数×上限 40 万円）

※支給額が 1 万 2,000 円を超えない場合は対象外

◆母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業

母子・父子・寡婦家庭の経済的自立を促し、子どもの福祉を充実させるため、低利または無利子で各種資金（就業資金、修学資金など）の貸付が受けられます。



障害基礎年金をご存じですか



☎ 保険年金課 ☎ 22-9659 FAX 26-0151
☎ 津年金事務所 ☎ 059-228-9112

障害基礎年金は、国民年金加入中や 20 歳になる前に病気やけがなどで、法令に定められている障害等級表の 1 級または 2 級に該当しているときに受給できる年金です。（身体障害者手帳の等級とは異なります。）

【受給要件】

次の①から③のすべての要件を満たしているときは、障害基礎年金が支給されます。

①障害の原因となった病気やけがの初診日が次のいずれかの間にあること

- 国民年金加入期間
- 20 歳前または日本国内に住んでいる 60 歳以上 65 歳未満で年金制度に加入していない期間

※老齢基礎年金を繰り上げて受給している人は除く。

②障害の状態が、障害認定日*（障害認定日以後に 20 歳に達したときは、20 歳に達した日）に、障害等級表に定める 1 級または 2 級に該当していること

*障害認定日…病気やけがにより初めて医師などの診療を受けた日から 1 年 6 カ月を過ぎた日、または 1 年 6 カ月以内にその病気やけがが治った（症状が固定した）場合はその日

③初診日の前日に、初診日がある月の前々月までの被保険者期間で、国民年金の保険料納付済期間（厚生年金保険の被保険者期間、共済組合の組合員期間を含む。）と保険料免除期間をあわせた期間が 3 分の 2 以上あること

※③の特例として、初診日において 65 歳未満であれば、初診日の前日において、初診日がある月の前々月までの直近 1 年間に保険料の未納がなければよいことになっています。

※ 20 歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、③の要件は不要です。



インフルエンザ・コロナウイルスの予防接種を受けましょう

☎ 健康推進課 ☎ 22-9653 FAX 22-9666

乳幼児や 65 歳以上の高齢者、慢性の持病がある人は、感染すると重症化しやすいので、流行する前に予防接種を受けましょう。※接種開始日が変更になる可能性があります。詳しくは市ホームページをご覧ください。

	乳幼児インフルエンザ ワクチン	高齢者インフルエンザ ワクチン	高齢者コロナワクチン
対象期間	10 月 15 日(木)～令和 9 年 1 月 31 日(日)		10 月 1 日(木)～令和 9 年 1 月 31 日(日)
対象者	接種日当日に市内に住民登録がある令和 2 年 4 月 2 日以降に生まれた人		接種日当日に市内に住民登録がある①または②に当てはまる人 ① 65 歳以上の人 ② 60 歳以上 65 歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器の機能不全またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がい身体障害者手帳 1 級相当の人
持ち物	マイナ保険証または資格確認証・母子健康手帳		マイナ保険証または資格確認証
接種方法	市内の医療機関	予防接種を希望する医療機関に直接予約してください。 【助成額】 1 回 1,500 円 ※医療機関窓口で費用から助成額を差し引きます。(申請不要) ※対象期間中に 2 回まで助成	予防接種を希望する医療機関に直接予約してください。 【自己負担額】 インフルエンザ：1,500 円 コロナワクチン：4,000 円 ※自己負担額は市の助成金（インフルエンザ：2,856 円 コロナワクチン：11,600 円）を差し引いた金額です。医療機関窓口で自己負担額をお支払いください。(申請不要) ※対象期間中に 1 回のみ助成
	市外の医療機関	市外で予防接種を受けた場合、申請により接種費用と下記の金額のいずれか低い方の額を振り込みます。 【助成額】 1 回 1,500 円（2 回まで） 【申請に必要なもの】 ○予防接種を受けたことがわかる領収書 ○通帳（振込先が分かるもの） 【申請書提出期限】 令和 9 年 2 月 26 日(金)	接種する日の 2 週間前までに健康推進課にご連絡ください。 ※市外の医療機関で接種する場合は、予診票をお渡しします。 ※県外で接種を希望する場合は、医療機関宛ての依頼書を発行します。申請により、接種費用から自己負担額を除いた額と上限額（インフルエンザ：2,856 円 コロナワクチン：11,600 円）のいずれか低い方の額を振り込みます。県外で接種を希望する場合は右の二次元コードから申請してください。

◆市内実施医療機関（50 音順）

医療機関名	インフルエンザ 乳幼児	高齢者	高齢者 コロナ	医療機関名	インフルエンザ 乳幼児	高齢者	高齢者 コロナ	医療機関名	インフルエンザ 乳幼児	高齢者	高齢者 コロナ
あきやま腎泌尿器科		○	○	河合診療所	○	○	○	中産婦人科緑ヶ丘クリニック	○	○	○
アクアクリニック伊賀	○	○	○	紀平医院		○	○	梨ノ木診療所	○	○	○
浅野整形外科内科	○	○	○	黒田クリニック	○	○	○	ぬのめ眼科		○	
あずまクリニック		○	○	佐々木内科		○	○	はくほうクリニック		○	
あずま診療所		○	○	佐那具医院		○	○	ひらい小児科クリニック	○	○	○
阿波診療所	○	○	○	嶋地医院		○	○	まちしクリニック	○	○	○
伊賀おおえ耳鼻咽喉科		○		しみずハートクリニック		○	○	松本胃腸内科		○	○
伊藤医院		○	○	しもむら整形外科		○		宮本医院		○	○
いまむら整形外科		○		城医院	○	○	○	森川病院	○	○	○
上野総合市民病院		○	○	滝井医院	○	○	○	森田クリニック		○	○
馬岡医院		○		竹沢医院		○	○	ゆめが丘クリニック	○	○	○
おおすみ整形外科		○	○	たけざわクリニック		○	○	ゆめこどもクリニック伊賀	○		
おおのクリニック		○		竹代クリニック		○	○	吉村クリニック		○	○
岡波総合病院	○	○	○	たにぐち皮フ科		○					
亀田クリニック		○		谷本整形		○					